

平成25年度農村振興関係予算の概要

【農村振興局】

目次

平成25年度予算の概要	1
平成25年度国営事業着手地区(概算決定)等について	5
平成25年度農林水産予算の重点事項(農村振興局関係部分抜粋) ..	8
非公共事業PR版	
農地・水保全管理支払交付金	9
中山間地域等直接支払交付金	11
都市農村共生・対流総合対策交付金	13
「農」のある暮らしづくり交付金	15
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業	17
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	19
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	21
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	23
農家負担金軽減支援対策事業	25
諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応に係る経費 ..	27
公共事業PR版	
農業農村整備事業	28
国営かんがい排水事業	31
特別監視制度	32
国営施設機能保全事業	33
国営施設応急対策事業	34
取水量測定自動化事業	36
国営農地再編整備事業	37
国営総合農地防災事業	38
農業競争力強化基盤整備事業	39
農業基盤整備促進事業	41
農業水利施設保全合理化事業	43
国営造成施設管理体制整備促進事業 (管理体制整備型)	45
震災対策農業水利施設整備事業	47
農村地域防災減災事業	49
農山漁村地域整備交付金	51
海岸事業	53
災害復旧事業(農地・農業用施設等)	54
災害関連事業(農地・農業用施設等)	56

平成25年1月29日

農林水産省

主要予算総括表

(単位:億円)

事 項	24 年 度 当初予算額	24 年 度 補 正 額	25 年 度 概算決定額	対前年度 当初比(%)
一般会計				
非公共事業	960	71	955	99.5%
公共事業	2,339	3,588	3,869	165.4%
農林水産基盤整備事業	2,226	3,290	3,756	168.8%
農業農村整備事業	2,129	1,640	2,627	123.4%
農山漁村地域整備交付金	96	1,650	1,128	1,173.6%
海岸事業	32	10	32	100.6%
災害復旧事業等	82	288	82	100.0%
農村振興局予算総額	3,300	3,659	4,825	146.2%

- (注) 1 計数整理の結果、異動を生じることがある。
- 2 農山漁村地域整備交付金は、林野庁及び水産庁分を含む農林水産省の全体の額である。また、東日本大震災復興特別会計への繰入れ分(津波対策6億円)を含む。
- 3 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

非公共予算の概要

(単位:百万円)

事 項	24年度 当初予算額	24年度 補正額	25年度 概算決定額	対前年度 当初比(%)
主な事項				
農地・水保全管理支払交付金(拡充)	24,695	—	28,163	114.0%
中山間地域等直接支払交付金(拡充)	25,917	—	28,463	109.8%
都市農村共生・対流総合対策交付金(新規)	—	—	1,950	皆増
「農」のある暮らしづくり交付金(新規)	—	—	550	皆増
農山漁村再生可能エネルギー導入等促進対策のうち 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業(拡充)	692	120	1,010	145.9%
特殊自然災害対策施設緊急整備事業	—	1,000	100	皆増
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(拡充)	4,075	6,000	6,233	153.0%
耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	226	—	203	89.8%
農家負担金軽減支援対策事業(拡充)	7,982	—	6,254	78.4%
諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応に係る経費	4,840	—	16,383	338.5%
計	96,040	7,120	95,540	99.5%

(注) 計数整理の結果、異動を生じることがある。

農業農村整備事業関係予算について

(単位：億円)

	H21予算	H25概算決定
○当初予算	5,772	3,362
・農業農村整備事業 ・農山漁村地域整備交付金	5,772	2,627 735
○補正予算	(H20補正) 48	(H24補正) 2,540
・農業農村整備事業 ・農山漁村地域整備交付金	48	1,640 900
計	5,820	5,902

(注) 計数は四捨五入によっているもので、端数において合計とは一致しないものがある。

農業農村整備事業の概要

(国費、単位：億円)

事 項	24年度 当初予算額	24年度 補正額	25年度	
			概算決定額	対前年度 当初比 (%)
農業農村整備事業	2,129	1,640	2,627	123.4
○ 国営かんがい排水	1,162	333	1,168	100.6
○ 国営農地再編整備	86	39	140	161.5
○ 国営総合農地防災	167	97	167	100.0
○ 直轄地すべり	17	4	16	92.4
○ 水資源開発	55	19	57	103.3
○ 特定中山間保全等整備	24	-	8	31.9
○ 戸別所得補償実施円滑化基盤整備	326	-	-	-
○ 農業競争力強化基盤整備				
うち農業競争力強化基盤整備	-	198	324	皆増
うち農業基盤整備促進	-	296	220	皆増
うち農業水利施設保全合理化	-	140	44	皆増
○ 地すべり対策	29	19	29	100.0
○ 震災対策農業水利施設整備				
うち震災対策農業水利施設整備	24	284	70	293.8
うち農村地域防災減災	-	205	168	皆増
○ 公害防除特別土地改良	5	1	3	59.6
○ 土地改良施設管理	148	6	145	98.3
○ その他	87	-	69	79.1

※ 計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

平成25年度国営事業 事業着手地区(概算決定)

区分	地区数	地区名
(農林水産省) かんがい排水	3	わ が ちゅうおう 和賀中央(岩手県) て どり が わり ゆう い き 手取川流域(石川県) とう ばん よう す い に き 東播用水二期(兵庫県)
(北海道) かんがい排水	1	ね む ろ 根室
農用地再編整備	3	い ま か ね み な み 今金南 き た の 北野 び ば い 美唄
総合農地防災	1	び る わ 美留和

平成25年度国営事業 国営施設機能保全・特別監視対策移行地区(概算決定)

区分	地区数	地区名
(農林水産省) 国営施設機能保全	6	むらやまほくぶ 村山北部(山形県) かまなしがわ 釜無川(山梨県) いみずへいや 射水平野(富山県) ひのがわ 日野川(滋賀県) よしいがわ 吉井川(岡山県) かさのほら 笠野原(鹿児島県)
(北海道) 特別監視	1	とうまながやまようすい 当麻永山用水

平成25年度国営事業 全体実施設計・調査着手地区(概算決定)

区分	地区数	地区名
全体実施設計 (農林水産省)		
かんがい排水	5	いわてさんろく 岩手山麓(岩手県) あさひかわ 旭川(秋田県) あらかわちゅうぶ 荒川中部(埼玉県) みかたはらようすい に き 三方原用水二期(静岡県) ことうへいや 湖東平野(滋賀県)
総合農地防災	1	わかやまへいや 和歌山平野(和歌山県)
(北海道)		
かんがい排水	1	えにわきたじま 恵庭北島
調査 (農林水産省)		
かんがい排水	1	もがみがわりゆうさがん 最上川下流左岸(山形県)
(北海道)		
かんがい排水	1	あばしりがわちゅうおう 網走川中央
農用地再編整備	1	きょくとう 旭東
総合農地防災	1	うりゅうがわがりゅう 雨竜川下流

平成25年度農林水産予算の重点事項 ～攻めの農林水産業の展開～

(農村振興局関係部分抜粋)

農村振興局関係概算決定額 **4,825億円**
(3,300億円)

(※) 各事項の下段 () 内は、平成24年度当初予算額

1 国土強靱化・競争力強化

(1) 農林水産業の基盤整備

- | | | |
|--|-----------|---------|
| ① 農業農村整備事業＜公共＞ | 2,627億円 | 【補正予算】 |
| ・ 老朽化した農業水利施設の長寿命化・耐震化対策や担い手への農地集積の加速化、農業の高付加価値化等のための水田の大区画化・汎用化、畑地かんがい等の整備を推進 | (2,129億円) | 1,640億円 |
| ⑤ 農山漁村地域整備交付金＜公共＞ | 1,128億円 | 【補正予算】 |
| ・ 地方の裁量によって実施する農山漁村の防災・減災対策や農林水産業の基盤整備を支援 | (96億円) | 1,650億円 |

2 経営所得安定対策等

(2) 農業の多面的機能を踏まえた直接支払

- | | |
|---|---------|
| ① 中山間地域等直接支払交付金 | 285億円 |
| ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付 | (259億円) |
| ② 農地・水保全管理支払交付金 | 282億円 |
| ・ 地域共同による農地・農業用水等の管理や施設の長寿命化のための活動等を支援 | (247億円) |

3 担い手・農地総合対策

- | | |
|---|------------|
| ④ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 | (所要額) 45億円 |
| ・ 荒廃した耕作放棄地を再生利用するための雑草・雑木除去や土づくり等の取組への支援 | (35億円) |

6 再生可能エネルギーの大々的な展開

- | | | |
|--|--------------------------|----------------------------|
| ① 農山漁村再生可能エネルギー導入等促進対策 | 12億円 | 【補正予算】 |
| ・ 農山漁村における再生可能エネルギー発電事業による収入を地域の農林漁業の発展に活用する取組の構想・計画策定等の推進、小水力発電等に係る調査設計等を支援 | ※農村振興局分
10億円
(7億円) | 1億円
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 |

7 食の安全・安心、都市と農山漁村の共生・対流等

- | | | |
|--|--------|--------|
| ③ 都市農村共生・対流総合対策交付金 | 20億円 | |
| ・ 子どもの農山漁村宿泊体験など都市と農山漁村の共生・対流を進める取組や人材の活用・育成、農産物加工・販売施設の整備等を支援 | (-) | |
| ④ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 | 62億円 | 【補正予算】 |
| ・ 農山漁村における定住・地域間交流を促進するための施設等の整備 | (41億円) | 60億円 |
| ⑥ 「農」のある暮らしづくり交付金 | 6億円 | |
| ・ 都市において、市民農園等の整備、新鮮な地元産農産物の提供、防災農地の保全など「農」のある暮らしづくりを支援 | (-) | |

※この他、諫早湾干拓開門対策経費として164億円を計上（国庫債務負担行為を併せて措置）

農地・水保全管理支払交付金

【28, 163 (24, 695) 百万円】

対策のポイント

- ・地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動や、施設の長寿命化のための活動等に対して支援します。
- ・農地集積が進展していく中、農地・水の管理作業を集落で持続的に担うための環境を整備する取組に対して追加的に支援します。

<背景／課題>

- ・集落など地域の共同活動で支えられている農地・農業用水等の資源の保全管理については、農村地域の過疎化、高齢化等の進行に伴い、集落機能の低下、地域の共同活動の脆弱化が懸念されています。
- ・更に、農地周りの農業用排水路等の老朽化が進行するとともに、競争力ある「攻めの農業」の実現に向けた、担い手への農地集積の進展、土地持ち非農家の増加に伴い共同活動力の低下が懸念されています。
- ・こうした状況を踏まえ、農村コミュニティの維持・活性化にも寄与する農地・水保全管理支払交付金の取組を推進しつつ、農地・農業用水の管理作業を、集落で持続的に担うための環境を整備していく必要があります。

政策目標

非農家等の多様な主体の参加による地域共同活動への参加者数：延べ1,000万人・団体以上（H24～H28）

<主な内容>

1. 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動への支援

18, 168 (17, 487) 百万円

農地・農業用水等の資源について、地域共同で行う、水路の草刈り、泥上げ、農道の砂利補充などの農地、水路等の資源の日常的管理と、水質保全、生態系保全などの農村環境の保全のための活動を支援します。

共同活動支援交付金
補助率：定額^(注)
事業実施主体：地域協議会 等

(注) 基本単価：都府県の水田4,400円/10a 等
継続地区の単価：基本単価の7.5割を上限

2. 施設の長寿命化のための活動や高度な農地・水の保全活動等への支援

8, 978 (6, 175) 百万円

集落の手による農業用排水路等の長寿命化の取組等を推進するとともに、水利施設の自動化、カバープランツの植栽など水管理・畦畔管理の省力化等に資する集落の取組を追加的に支援します。

向上活動支援交付金
補助率：定額（単価：都府県の水田4,400円/10a、1,000円/10a・2,000円/10a等）
事業実施主体：農業者等の組織する団体 等

3. 農地・水保全管理支払の推進

1, 017 (1, 033) 百万円

農地・水保全管理支払の適切な実施等に向けて、現場における事業の推進や履行確認など、地方公共団体等による集落への支援体制を構築します。

農地・水保全管理支払推進交付金
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、地域協議会

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2447 (直))]

農地・水保全管理支払交付金

【28, 163 (24, 695) 百万円】

農地・農業用水等の資源の保全管理をめぐる現状と課題

- 本対策は、全国2万組織、143万haで取り組まれ、農地・農業用施設等の保全や地域環境の保全・向上、地域コミュニティの活性化などに効果を発揮。
- 一方、担い手への農地集積の進展、土地持ち非農家の増加に伴う共同活動力の低下が懸念。

農地・水保全管理支払交付金

- 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動や、施設の長寿命化のための活動等に対して支援。
- 農地・水の管理作業を集落で持続的に担うための環境を整備する取組に対して追加的に支援。

共同活動支援交付金

18, 168 (17, 487) 百万円

- ・ 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した組織等が支援対象
- ・ 地域共同で行う農地・水路等の資源の日常の管理と農村環境の保全のための活動に対して支援

- 基本単価：都府県の水田 4,400円/10a 等
- 継続地区の単価：基本単価の7.5割を上限



水路の泥上げ
(日常の管理)



農道脇への花の植栽
(農村環境の向上)



ため池の点検
(日常の管理)



異常気象等後の
見回り・応急措置

併せて

向上活動支援交付金

8, 978 (6, 175) 百万円

- ・ 集落の手による農地周りの水路等施設の長寿命化の取組に対して支援
(単価：都府県の水田 4,400円/10a 等)



水路の補修
(施設の長寿命化)



砂利舗装をアスファルト舗装へ
(施設の長寿命化)

- ・ 水管理・畦畔管理の省力化や地域環境の保全等に資する高度な取組に対し加算措置

単価：取組内容に応じ 1,000円/10a、
2,000円/10a 等



カバープランツの植栽
(畦畔管理の省力化)



水田魚道の設置
(地域環境の保全)

集落を支える体制の強化

- ・ 広域での取組を強化する活動組織等を支援 (単価：40万円/組織 等)

農地・水保全管理支払推進交付金

1, 017 (1, 033) 百万円

- ・ 都道府県、市町村及び地域協議会による事業の円滑な推進

中山間地域等直接支払交付金

【28,463(25,917)百万円】

対策のポイント

高齢化により耕作放棄地の増加等が懸念されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するため、直接支払いを実施します。

<背景／課題>

- ・中山間地域等直接支払制度については、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度として見直した上で、第3期対策（平成22年度～平成26年度）として実施しているところ。
- ・平成23年度においては、約68万ha（対象農用地の約8割）の農用地で本制度に取り組んでいるところですが、中山間地域等の農業・農村の多面的機能を維持し、耕作放棄や集落機能の低下を防止するには、更に多くの集落等が本制度を活用し、継続的な農業生産活動に取り組んでいただく必要があります。

政策目標

耕作放棄地の発生を防止し、中山間地域等の農用地7.7万haの減少を防止（平成22年度～26年度）

<主な内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 28,090(25,544)百万円

中山間地域等において、地目や傾斜等の条件に応じた単価の交付金を、協定に基づき農業生産活動を継続して行う農業者等に農用地面積に応じて交付します。

また、本制度の実施集落が、未実施集落等と連携して当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に、交付額を加算します。

〔 補助率：定額（田（急傾斜）：21,000円/10a、畑（急傾斜）：11,500円/10a 等）
事業実施主体：地方公共団体 〕

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 373(373)百万円

都道府県及び市町村が行う直接支払いの適正かつ円滑な実施を確保します。

〔 補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体 〕

[お問い合わせ先：農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359(直))]

中山間地域等直接支払制度の概要

【28,463(25,917)百万円】

中山間地域等直接支払制度の内容(平成22～26年度)

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農用地を維持し、多面的機能の確保を図るため、集落協定等に基づき耕作等を行う農業者に交付金を交付

【対象地域】

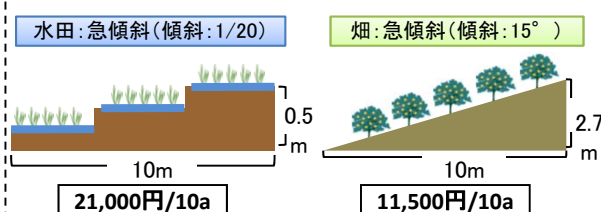
地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

地域振興8法等：特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法及び東日本大震災復興特別区域法

【対象農用地】

基準に該当する農振農用地内の1ha以上の一団の農用地

◎ 主な交付単価



地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜	21,000
	緩傾斜	8,000
畑	急傾斜	11,500
	緩傾斜	3,500

◎ 平成23年度から、一部以下のように見直し。

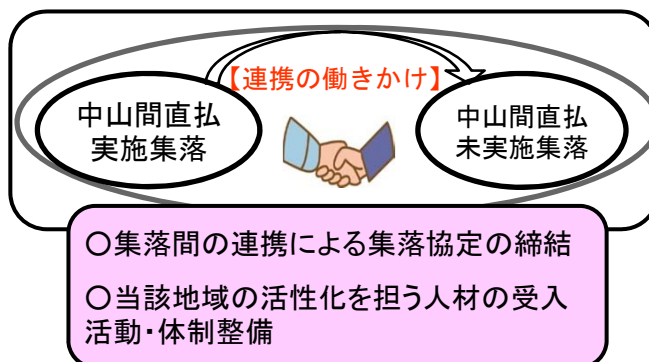
(1) 地域振興8法地域内の農用地であって、傾斜地と同等の条件不利性が認められる特認農用地について、傾斜地と同等の条件で交付金を交付。

(2) 交付金の2分の1以上は農業者個人に支払うことを原則。

なお、交付金の用途は協定参加者の合意により決定されることから、これまでと同様に地域の状況に応じた交付金の活用が可能。

集落連携促進加算(H25拡充)

本制度に取り組んでいる集落が、これまで取り組んでこなかった集落等と連携しながら、当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に、交付額を加算



都市農村共生・対流総合対策交付金〔新規〕

【1,950（一）百万円】

対策のポイント

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する、集落連合体による地域の手づくり活動を支援し、都市と農山漁村の共生・対流を推進します。

<背景／課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、健康づくり等に対するニーズが増大するとともに、東日本大震災を契機に、地域の絆を重視する傾向が生じています。
- ・このような状況を踏まえ、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用の増大により地域活性化と地域コミュニティの再生を図っていくことが重要です。
- ・このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体を各地で立ち上げ、関係省庁連携の下、地域の特性に応じて、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援していく必要があります。

政策目標

全国300地域において、都市と農村の共生・対流を通じた所得・雇用の増大を実現（平成25～29年度）

<主な内容>

1. 集落連携推進対策

中山間地域や平場農業地域を中心に、集落連合体が取り組む「食」を活用したグリーン・ツーリズム、子どもから社会人までを対象とした農山漁村の体験教育、「農」を活用した健康づくりなど、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を支援します。

（補助率：定額（1地区当たり上限800万円 等）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等）

2. 人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組を支援します。

（補助率：定額（1地区当たり250万円 等）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、NPO 等）

3. 施設等整備対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等を支援します。

（補助率：1／2等（1地区当たり上限2,000万円 等）
事業実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員（市町村等）等）

4. 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取組を支援します。

（補助率：定額
事業実施主体：都道府県、民間団体、NPO等）

お問い合わせ先：

農村振興局都市農村交流課 （03-3502-5946（直））
農村振興局中山間地域振興課 （03-3502-6005（直））

都市農村共生・対流総合対策交付金【新規】

農村の現状

- ・人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- ・農業所得の減少、生きがいの喪失
- ・社会インフラの老朽化
- ・廃校等遊休資源の増加

都市農村共生・対流の取組を強力に推進



所得・雇用、
活性化の必要



いやし・やすらぎ、
新たなライフスタイルの
ニーズ

消費者・都市住民のニーズ

- ・付加価値の高い観光、教育、健康づくり等のニーズの増大
- ・東日本大震災を契機に地域コミュニティの重要性の再認識
- ・ボランティア活動への積極的な参加
- ・団塊世代や若い世代の農山漁村への定住希望

都市農村共生・対流総合対策交付金の創設

(旧小学校区単位)

集落連携推進対策

〔地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な体制整備、自立的活動の後押し〕

■活カアップ重点地域 (中山間地域、離島など)

- 子ども農山漁村交流
- 地域資源の活用やボランティアを取り込んだグリーン・ツーリズム
- 自然・農産物を生かした美しいむらづくり
- 集出荷などを通じた地域内外の連携
- 定住・集住等の環境整備
- 市民と連携した農業被害の防止

■自立発展可能地域 (平場農業地域など)

- 「食」を活用し観光と連携したグリーン・ツーリズム
- 農山漁村における大学・企業等の研修
- 「食」の提供などを通じた学校・企業等との連携
- ITを活用した消費者とのネットワークづくり
- 「農」を活用した医療・福祉との連携
- 地域提案活動

○実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
○実施期間：上限2年
○補助率：定額（上限800万円/地区、中山間地域等の小規模・高齢化集落を含む地区 上限900万円/地区）

(全国・都道府県単位)

広域ネットワーク推進対策

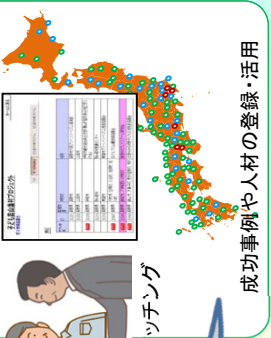
〔地域を越えた人材の活用、優良事例の情報受発信〕

- 地域を越えた人と情報のネットワークの形成
- 都市と農山漁村、大学、福祉団体、学校等とのマッチング
- アドバイザー等の派遣
- 都道府県単位の啓発・普及

・専門家による相談会の開催等

○実施主体：民間団体、NPO、都道府県(注)等
○実施期間：5年間
○補助率：定額（注）都道府県単位の連携ネットワークの構築等 250万円/地区

地域を越えた人と情報のネットワークの形成



成功事例や人材の登録・活用

+ 施設等整備対策

〔地域の手づくり活動に必要な施設の補修等〕

- 観光、教育、健康等の地域活性化や暮らしの安心に必要な施設等
- ・空き家、廃校等の補修等



○実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
○実施期間：上限2年
○補助率：1/2等（上限2,000万円/地区等）

+ 人材活用対策

〔地域の手づくり活動の推進に必要な人材の確保〕

- 外部人材・都市の若者の受入と活用・育成



○実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
○実施期間：上限3年
○補助率：定額（上限250万円/地区）

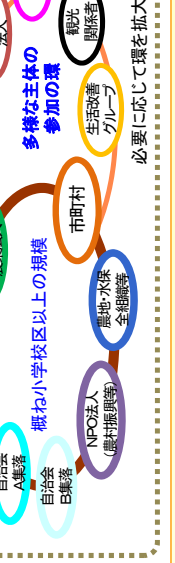
集落連合体による事業の実施(旧小学校区単位)



【事業実施主体】

農業集落を中心となり、NPO、市町村等が連携した活動組織

【活動主体】



必要に応じて環を拡大

各省との連携

- 総務省
 - ・人材の育成・活用等
- 文部科学省
 - ・教育分野における活用事例の情報提供等
- 厚生労働省
 - ・高齢者・障害者等の農園利用の促進等
- 経済産業省
 - ・生活条件確保に関する支援
- 国土交通省
 - ・「食」を核とした観光の推進等

地方自治体、NPO等との連携

- 都道府県からの助言、施策の連携
- 市町村が功効のあった事業実施
- 団体が持つ地域マネジメントのノウハウの活用

「農」のある暮らしづくり交付金〔新規〕

【550（一）百万円】

対策のポイント

都市及び都市近接地域において、「農」を楽しめる暮らしづくりを推進します。

<背景／課題>

- ・社会の高齢化・成熟化が進み、国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では「農」のある暮らしを楽しみたいというニーズが高まっています。
また、東日本大震災を経て、防災の観点からも都市とその近接地域の農地を維持・活用すべきとの主張が広がっています。
- ・しかしながら、現状において、住民が「農」にかかわる機会は十分に確保されておらず、また、都市農地を地震や水害への備えとして活用する取組も遅れています。
- ・このため、都市やその近接地域において「農」を楽しめる暮らしづくりを推進していく必要があります。

政策目標

都市的地域における市民農園の区画数の拡大
(15万区画(23年度)→20万区画(29年度))

<主な内容>

1. 「農」のある暮らしづくり推進対策

都市の住民が「農」と触れあう機会を増やしていくため、住民、NPO、農業者等が取り組む多様な活動や付随する簡易な施設の整備を支援します。

〔 補助率：定額（1地区当たり上限400万円）
事業実施主体：民間団体、NPO、市町村等 〕

2. 「農」のある暮らしづくり整備対策

「農」を楽しめる暮らしづくりに必要な①市民が多様な目的で「農」と関わるための施設（市民農園、屋上・河川敷菜園、障害者雇用農園等）、②地元産農産物の生産・加工・流通を促進するための施設、③「農」の持つ公益的機能を維持増進するための施設等について、その整備に要する経費を支援します。

〔 補助率：1/2以内
事業実施主体：農園開設予定者、NPO、特例子会社、社会福祉法人、農業法人、認定農業者等、市町村等 〕

3. 「農」のある暮らしづくり支援対策

「農」を楽しめる暮らしづくりを全国で推進するため、専門家の派遣、都市農業関係情報の整備、効果的な情報提供手法の開発等の活動を支援します。

〔 補助率：定額（1件当たり上限1,000万円）
事業実施主体：民間団体、NPO等 〕

〔 お問い合わせ先：
農村振興局都市農村交流課 （03-3502-0033（直）） 〕

「農」のある暮らしづくり交付金【新規】

- 社会の高齢化・成熟化が進み国民の意識が多様化する中、都市で暮らす人々の中では、「農」のある暮らしを楽しみたいとのニーズが増加。また、東日本大震災を経て、地震、水害等の防災の観点からも都市農地の観点を維持・活用すべきとの主張が拡大。
- このような要請を踏まえ、都市及びその近接地域において、ソフト事業・ハード事業の両面から「農」を楽しめる暮らしづくりを支援。



○ 「農」を楽しめる暮らしの実現

小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

【1, 010 (692) 百万円】

対策のポイント

農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を促進します。

<背景／課題>

- ・農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与していますが、ポンプ運転等に必要な電力の値上げや施設の老朽化等によって維持管理費が増大傾向にあり、施設の適正な管理が困難となっています。
- ・一方、用水路の落差等を活用して小水力等発電を導入することにより、自らが消費する電力を自らが発電する、あるいは、売電収入を施設の電力料金等の維持管理費に充てることが可能となります。
- ・このため、平成24年3月30日に閣議決定された土地改良長期計画では、農業水利施設の適正な維持管理を確保する観点から、「農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する」とされています。

政策目標

小水力等発電の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する。

<主要内容>

1. 県別マスタープランへの支援

180 (一) 百万円

小水力等発電施設の計画的整備を促進するため、都道府県単位でポテンシャルの高い地点を明らかにした基本整備計画（マスタープラン）の策定等を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：都道府県

2. 小水力等発電の調査設計等への支援

695 (80) 百万円

小水力等発電施設の整備に係る概略設計、各種法令に基づく協議等の取組への支援を行います。

（補助率：定額）
事業実施主体：地方共同体、民間団体等

3. 発電効率向上等のための実証への支援

135 (612) 百万円

発電効率向上や地域資源活用に係る実証の取組への支援を行います。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-6744-2209（直））]

小水力等再生可能エネルギー導入推進事業の概要

【1, 010 (692) 百万円】

- 農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を促進します。

背景／課題

課 題

農業水利施設は、食料供給の基盤であるのみならず、洪水貯留、地域排水、地下水涵養等に寄与していますが、ポンプ運転等に必要な電力の値上げや施設の老朽化等によって維持管理費が増大傾向にあり、施設の適正な管理が困難となっています。

平成24年3月30日に閣議決定された土地改良長期計画では、農業水利施設の適正な維持管理を確保する観点から、「農業水利施設を活用した小水力発電等の導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する」とされています。

解 決

用水路の落差等を活用して小水力等発電を導入することにより、自らが消費する電力を自らが発電する、あるいは、売電収入を施設の電力料金等の維持管理費に充てることが可能となります。

農村地域に賦存する小水力等の利活用を推進するため、以下の支援を実施

1. 県別マスタープランへの支援

【180 (—) 百万円】

小水力等発電施設の計画的整備を促進するため、都道府県単位でポテンシャルの高い地点を明らかにした基本整備計画(マスタープラン)の策定等を支援します。

補助率: 定額
事業実施主体: 都道府県

2. 小水力等発電の調査設計等への支援

【695 (80) 百万円】

小水力等発電施設の整備に係る概略設計、各種法令に基づく協議等の取組への支援を行います。

補助率: 定額
事業実施主体: 地方公共団体、民間団体等

3. 発電効率向上等のための実証への支援

【135 (612) 百万円】

発電効率向上や地域資源活用に係る実証の取組への支援を行います。

補助率: 定額
事業実施主体: 民間団体



農業水利施設を活用した小水力発電



農業水利施設を活用した太陽光発電

小水力等発電の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を
平成28年度までに約1,000地域で着手する。

特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【100（一）百万円】

対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、農作物等への災害予防のために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

<背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、新燃岳や桜島などの活動火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

政策目標

湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農地の減少

<主な内容>

火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域を対象として、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備に対する助成、その他関連して行う基盤整備等に対する助成を行うことにより、災害に強い農村づくりを推進します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：市町村または農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課 (03-3502-6430 (直))]

○ 「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」

趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、農業経営に著しい影響を及ぼしています。
- このため、**火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域**に対して、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かれない役割を果たす、農作物等への**被害を防除、最小化するために必要な施設整備等**を実施し、**災害への対応体制を強化**します。

事業内容

- ① 降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗浄用機械施設整備等を実施。

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施。

補助率等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、**事業費の1／2以内**を補助

農林水産省



計画主体
(都道府県)



事業実施主体

事業の対象

- 活動火山特別措置法に基づき、**都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の、農業者が組織する団体等**

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【6, 233(4, 075)百万円】

対策のポイント

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組みを支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の活性化を推進するためには、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要であり、また、農山漁村・農林漁業の有する多面的機能を活用し、地域間の交流を推進することが必要です。
- ・また、安心・安全な農山漁村への定住及び交流等の促進を図るため、災害により人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設の整備、補強、機能強化に対する支援が必要です。

政策目標

全国250市町村において、定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出（平成24～28年度）

<主な内容>

1. 農山漁村活性化のための施設整備への支援

(1) 生産基盤及び施設の整備

定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための農業用排水施設等の生産基盤及び農林水産物処理加工施設等の生産施設の整備等を支援します。

(2) 定住環境の整備

定住等を促進するための集落における簡易給排水施設等の生活環境施設の整備等を支援します。

(3) 地域間交流の促進

地域間交流の拠点となる地域資源活用総合交流促進施設、自然環境等活用交流学習施設の整備等を支援します。

2. 活性化施設等の防災・減災対策への支援

安心・安全な農山漁村づくりを推進するため、災害時の避難所として活用される地域間交流拠点施設等の補強、機能強化を支援します。

補助率：定額（定額、1／2等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官（03-3501-0814（直））]

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【平成25年度概算決定額 6,233百万円(4,075百万円)】

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより農山漁村地域の活性化を図るため、地域の創意工夫による取組を総合的かつ機動的に支援します。

特徴

- 農・林・水の縦割りなく、施設を一気に整備
- 窓口のワンストップ化
- 対象施設間の経費の弾力的運用、年度間の融通可能
- 地域が提案するメニューも支援
- 都道府県又は市町村への助成
(農林漁業者等の組織する団体等へは間接助成)
- 法律上の事業とすることにより、施設用地の確保、市民農園の開設等の手続が簡素化

整備内容

1. 生産基盤及び施設の整備
2. 定住環境の整備
3. 地域間交流の促進 など

各地域が実施する施設整備を中心とした事業に対し、事業費の1/2等の交付率で、交付金を交付します。

農林水産省

計画主体

(都道府県・市町村)

都道府県又は市町村が単独で又は共同して、各地域の実情に合わせて活性化計画(各地域それぞれのプロジェクト)を作成し、それを実現するために交付金を活用できます。

交付金を活用した計画(プロジェクト)の例

地域間居住を推進



滞在型市民農園の整備や集落道等生活環境整備を行い、二地域間居住を推進。

IJUターンを推進



簡易給水施設等の生活環境の整備や、農林水産業への就業機会確保により、農山漁村へのIJUターンを推進。

地場産品を活用して雇用創出



ブランド農産物栽培のための基盤整備や加工施設等の整備を行い、地場産品を活用した雇用を創出。

農林漁業振興と定住促進



農業生産基盤の整備や生活環境の整備により、農山漁村の良好な定住環境を確保。

豊かな自然を活用した交流



農地・山林・海岸を巡る散策道など農山漁村の豊かな自然をまるごと活用した取組により、交流人口の増大を推進。

安心・安全な暮らしの実現



災害時の避難所として利用される地域コミュニティ施設の補強、機能強化を行うことにより、安心・安全な暮らしを実現。

事業実施主体

(都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、漁業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等)

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【(所要額) 4, 517 (3, 513) 百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源ですが、農業者の高齢化の進行等により耕作放棄地が年々増加しています。
- ・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、**荒廃した耕作放棄地を再生利用する取組**を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

政策目標

農用地区域を中心として、荒廃した耕作放棄地を解消（6千haの解消（25年度））

<主な内容>

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木の除去、土づくり等）や再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

〔補助率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会〕

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課（03-6744-2442（直））]

平成25年度 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

事業の内容

1. 事業概要 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援します。
2. 実施主体 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

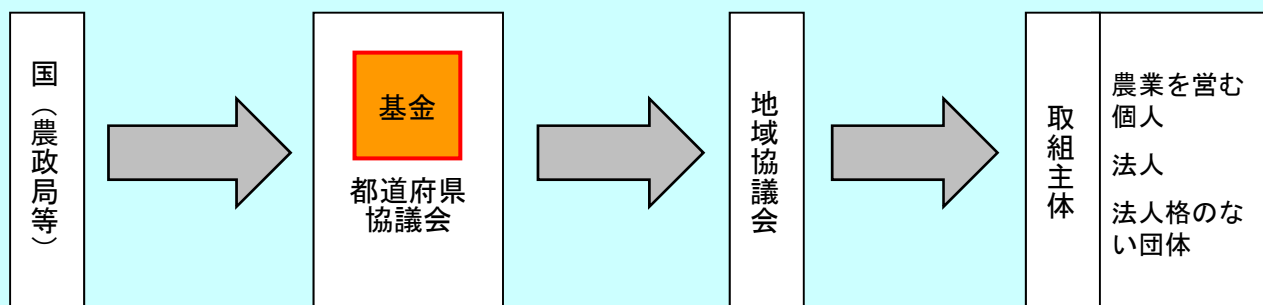
【事業メニュー】

- ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援
 - ア 再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）
 - ・ 定額支援【5万円/10a】（重機を用いて行う場合等【1／2以内等】）
 - ・ 土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
 - イ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
 - ウ 経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】
- ② 施設等の整備への支援
 - ・ 基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備 【1／2以内等】
 - ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 附帯事業への支援【定額】
 - ・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
 - ・ 交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外（市街化区域は除く）における取組についても支援対象



【交付金の流れ】



農家負担金軽減支援対策事業

【6, 254(7, 982)百万円】

対策のポイント

土地改良事業等の農家負担金の利子補給、利子助成、無利子貸付を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農地の利用集積等を促進します。

<背景／課題>

- ・農産物の輸入の増加、農産物価格の低下等の影響による農家経営の圧迫により、農業生産基盤の整備を行い農業の生産性の向上に資する土地改良事業の農家負担金の計画的な償還が困難な地域が生じており、土地改良事業の円滑な推進の支障となっています。
- ・このため、土地改良事業等の円滑な推進を図るとともに事業を契機とした地域の中心となる経営体への農地集積等に取り組む地域に対し農家負担金の軽減対策を実施します。

政策目標

平成27年度までに対象地域の農地利用集積率を一定以上向上

<主な内容>

土地改良事業の農家負担金の軽減を図るため、以下の支援等を実施します。

1. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

地域の中心となる経営体に一定以上の農用地の利用集積を図る場合に、土地改良区又は借入主体に対して償還金の一部に充てる資金を無利子で貸し付けます。

2. 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

地域の中心となる経営体に一定以上の農用地の利用集積等の要件を達成できると見込まれる地域に対し償還金の利子相当額を平成27年度まで助成します（平成25年度より農地集積等の要件を一部変更）。

3. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

土地改良区等に対して、災害により被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る償還金の利子相当額を助成します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 （03-3502-6277（直））]

農家負担金軽減支援対策事業のうち 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

【3,606(3,060)百万円】

対策のポイント

土地改良事業等の農家負担金の利子助成を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農地の利用集積等を促進します。

<背景／課題>

- ・農産物の輸入の増加、農産物価格の低下等の影響による農家経営の圧迫により、農業生産性の向上に資する土地改良事業の農家負担金の計画的な償還が困難な地域が生じており、土地改良事業の円滑な推進の支障となっています。
- ・このため、土地改良事業等の円滑な推進を図るとともに、事業を契機とした担い手への農地集積等に取り組む地域に対し、農家負担金の軽減対策を実施します。

政策目標

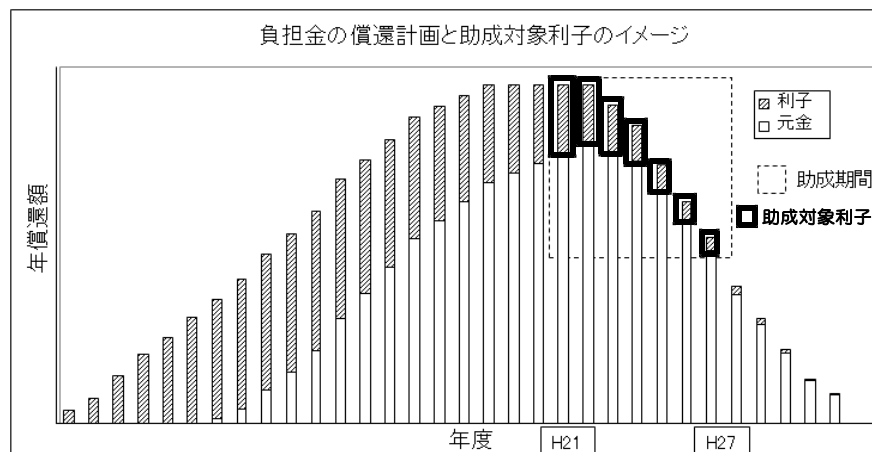
平成27年度までに対象地域の農地利用集積率を一定以上向上

<主な内容>

担い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域において、土地改良事業等の受益者負担償還支援を充実することにより、国内農業の競争力強化を図り、食料供給力の確保に資するため、担い手に対する一定以上の農用地利用集積等の要件を達成できると見込まれる地域に対し、償還金の利子相当額を平成27年度まで助成します。

また、平成25年度より事業に取り組む地域に対して、農地利用集積や面的集積等の要件を緩和する対策を行うことで、より対象地域を拡大して償還金助成を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体



[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-3502-6277 (直))]

諫早湾干拓潮受堤防排水門の開門への対応に係る経費

【16,383(4,840)百万円】

対策のポイント

諫早湾干拓事業潮受堤防排水門の開門に伴う防災・営農・漁業等への影響に対し、必要な対策を講じるとともに、開門に伴う有明海等の環境変化を把握する調査を行います。

<背景／課題>

- ・国は、国営諫早湾干拓事業により設置された潮受堤防排水門の開門を命じた平成22年12月の佐賀諫早湾訴訟福岡高裁判決の確定により、平成25年12月までに排水門を開門する義務を負っています。
- ・開門に伴い、地元の方々に不利益を強いることがないように、防災・営農・漁業等への影響に十分に配慮し、対策を講じるとともに設置した施設等を管理する必要があります。
- ・開門に当たっては、開門の前後の期間を通じて、有明海等の環境変化を調査し、開門に伴う有明海等の環境変化を把握していく必要があります。

政策目標

福岡高裁判決に基づく潮受堤防排水門の開門義務の履行

<主な内容>

1. 開門に必要な事前対策

開門に伴う防災・営農・漁業等への影響に対応するため、必要となる対策を行います。特に、代替水源対策の海水淡水化施設等の整備については、国庫債務負担行為(平成25年度から2箇年で19,623百万円)を併せて措置し実施します。

2. 事前対策施設等の管理

開門による影響に対応するため、海水淡水化施設をはじめ事前対策施設等の管理を実施します。

3. 開門に伴う環境変化の調査

開門に伴う有明海等の環境変化を把握するために、潮位・流速、水質等の調査を実施します。

(事業実施主体：国)

(お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-1709 (直)))